

# 既設浄化槽の寄附採納に係る手続きについて

既に浄化槽を設置されている方で、市への浄化槽寄附を希望される方は、次のとおり申請手続きを行ってください。

## 浄化槽寄附のための条件整備

市では、浄化槽の寄附を受ける際の条件として、次の事項を確認いたします。

- (1) 浄化槽法第13条の規定による形式の認定を受けた浄化槽であること。  
(国土交通大臣の認定を受けた型式の浄化槽)
- (2) 施設の破損が認められる箇所は、修繕すること。
- (3) 空気送風機のダイヤフラムの交換及びその他の消耗品を補充すること。
- (4) 空気送風機のコンセントは、防水タイプとすること。
- (5) 排水設備は、八幡平市下水道条例施行規則第4条の規定に準ずる。  
(排水設備の「コンクリートます」などは「塩ビます」に取替えが必要です。)
- (6) そのほか市長が必要と認めることについて、改善していただきます。

## 寄附を受けた浄化槽を維持管理していくために必要な書類の提出

みなさんから寄附を受けた浄化槽を適正に管理していくために必要な書類を次のとおり提出していただきます。

- (1) 浄化槽法第7条及び第11条の規定による浄化槽法定検査報告書  
(県から委託を受けている浄化槽検査センターが検査を実施したものの報告書)
- (2) 維持管理会社の維持管理報告書  
(維持管理会社が年4回程度維持管理していた証拠書類、**おおむね3年分程度**)
- (3) 浄化槽内の汚泥抜き取り、清掃を実施したことが分かる書類  
(作業報告書、汚泥抜き取り・清掃実施の領収書など)
- (4) 空気送風機のダイヤフラム交換及び消耗品補充した証拠書類  
(領収証等)
- (5) 排水放流許可書(契約書)、道路占用許可書等の書類
- (6) 他人の土地及び排水設備を使用しているときは、その同意書の写し
- (7) 浄化槽設置に伴う関係書類及び施行状況写真

## 個人が現在管理委託している浄化槽管理業者との契約の解除

市で浄化槽の維持管理を開始する際に、申請者の責任で既に管理委託している業者との契約を解除していただきます。